

# 会計実践

## 会計事実と法律事実

—会計は何を表現しようとしているのか—

研究室

Aさんは、父親の経営している会社の次の社長となることになっていました。大学の経営学科に入り会計学のゼミナールに入りました。在学中に公認会計士の第2次試験に合格しましたが、会計士の仕事をするつもりはありませんでした。入社後は工場関係の仕事からはじめて最後に資金・会計の仕事も担当するようになりました。実直な経理部長がおりAさんとしては何も口をさしはさむ必要を感じておりませんでした。毎月提出される月次決算書をながめながら学生時代のゼミナールを思い出していました。Aさんには学生時代からひっかかっていた問題があったのです。同じゼミナールを出て会計専門家として仕事をしているBさんと酒をのみながら話をしました。

Aさん：「会計事実」という言葉には学生時代からひっかかっているんだが、今はどういうことになっているんだね。

Bさん：君は前からひっかかっていたね。今もまだはっきりしていないんだ。日本語の会計学の辞典で1項目としてとりあげて定義を下しているのは一つしか知らないよ（注1）。

Aさん：青柳文司教授の書かれたものだろう。僕も読んだ。「企業会計原則注解」には「一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続……」とある。「注解」の「会計事実」というのは青柳教授の「会計事実」と同じ意味なのかね。財務諸表規則の流動資産を規定する条文を見ると、

第15条 次に掲げる資産は流動資産に属するものと

する。

第16条 前払費用……未収収益は流動資産に属するものとする。

第17条 流動資産に属する資産は次に掲げる項目の区分に従い……掲記しなければならない……。

となっているね。第15条と第16条となぜ条文を別にするのか。第15条、第16条とほとんど同じ言葉が第17条に並んでいるのは何故か。変でしょうがなかったなあ。会計士の2次試験の勉強に忙しかったから考えをつめなかったんだ。今はどうなっているんだ。

Bさん：今もその問題は残っているんだよ。昭和38年の商法改正、昭和40年の法人税法の大改正について考えるようになった頃から僕としては何となく財表規則の資産の範囲の規定は、民法の財産権の対象としての物、その他の法律による無体財産を指しているのかなあと考えるようになってきているんだよ。

Aさん：だから前払費用、繰延勘定、繰延資産、引当金が商法との調整過程であれだけゴタゴタしていたのだね。

Bさん：そうだと思う。前払費用という言葉は商法の計算規定には何も出てこない。表示の規則である商法規則（38年公布）では無形固定資産の項目に示すことになっていた長期前払費用を49年改正では投資等の項目で表示するようになった。西ドイツの株式会社法のあるコンメンタールでは“Anspruch”という言葉をかっこつきでつかって Forderung と区別し、経過項目である前払費



注1. 会計学大辞典 昭和46年 中央経済社

**会計事実** 会計事実とは、会計の対象となる事実、より正確には、会計の認識モデルや測定方法によって対象化された事実である。ある取引ないし事象を会計事実とするときは、それを会計事実たらしめる会計特有のモデルや方法が前提として存在している。認識前あるいは測定前の現実(reality)は、そのままでは事実(fact)ではない。現実を認識し測定するモデルや方法が先在して、その眼鏡をとおして知覚された現実が事実となる。経済事実と会計事実の相違は、認識モデルの相違、測定方法の相違であり、経済の現実を経済特有のモデルや方法によって認識したものが経済事実であるならば、それを会計特有のモデルや方法によって再認識したものが会計事実であるといってもよい。ただし、会計の認識モデルは経済的、法律的、心理的、その他諸面の要素を含んだ性格であるので、会計事実とは純経済的事実ではない。会計事実とは会計のモデルや方法によって対象化された事実であるから、モデルや方法が変化すれば、当然、会計事実の性質や範囲も変化する。複式簿記の価値計算モデル以外のモデルも会計モデルとされるならば、価値事象のみならず物量事象も会計事実となる。市価より安い対価による販売は、通常の会計方法によれば、それも一つの販売事実であるが、税法のルールによれば、市価なみの販売と、市価を下回る額についての贈与という、二つの会計事実が認識されることになる。〔→会計行為〕

(青柳文司)

注2. ドイツ法律用語辞典 昭和56年 山田晟編 大学書林

**Anspruch** 他人の行為または不作為を請求する権利

Forderung 一定の給付を目的とする債権

注3. アドラー ほか著 株式会社の計算と監査 1968 p350

注4. 財務諸表規則 昭和25年 原秀三 中央経済社 p57~63

注5. 民法法学辞典 昭和39年 有斐閣

**法律事実** [独] juristische Tatsache I. 意義 法律要件を構成する個々の事実をいう。およそ人の社会生活関係は、法の保障をうけるかぎりにおいて、法律関係となるのであるが、法は、この法律関係を規律するにあたっては、つねに、「何々の事実があれば、何々の効果を生ずる」という仕方これを規律する。この効果を法律効果といい、この法律効果を生ずる原因として必要かつ十分な事実の総体を法律要件という。法律要件は、さらにそれを組成する素因に分析せられうるが、この素因を法律事実という。たとえば「契約」は法律効果を生ずる社会生活関係として法律要件であるが、それは申込の「意思表示」と承諾の「意思表示」という2個の法律事実分析せられうるごとし。しかし要物契約においては、物の引渡という法律事実が申込や承諾の意思表示とならんで法律事実となっているわけである。これにたいし遺言は、一個の意思表示のみで法律効果を生ずる法律要件である。これを要するに、法律事実とは、単独にまたは他の事実と合して一つの法律効果を発生せしめる事実をいう。……………

(山中康雄)

注6. ヨハン・ベックマン 西洋事物起原1 昭和55年 特許庁内技術史研究会 ダイアモンド社 p5